



札幌青果物商業協同組合と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 101003 号)

札幌青果物商業協同組合 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

札幌青果物商業協同組合は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 29 年 9 月 14 日
(当初締結日：平成 22 年 9 月 26 日)

札幌青果物商業協同組合
理事長

岸田 茂宏

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 組合員各社は、消費者への青果物の知識の普及と適正表示（品名及び原産地）を徹底するよう努めます。
- 組合員各社は、青果物の提供を通じ、食の安全性や信頼・食文化の向上に寄与するとともに地域社会に貢献します。